

多賀城市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市議会議長及び多賀城市選挙管理委員会委員長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年4月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
 - (1) 議会事務局
 - (2) 選挙管理委員会事務局

- 2 監査結果の報告日
令和3年3月26日

- 3 措置を講じた旨の通知があった日
 - (1) 議会事務局 令和3年4月9日
 - (2) 選挙管理委員会事務局 令和3年4月1日

- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年3月16日
- 3 監査対象部署 議会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	<p>政務活動費交付金の予算執行に係る文書について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。</p>	<p>令和3年3月17日に、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議を行った。</p> <p>今後は予算規則に規定されているとおりに適切に処理するよう関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年3月18日
- 3 監査対象部署 選挙管理委員会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	履行検査に係る検査報告書について、検査員が事務決裁規程で定める者ではないものが見られた。	令和3年3月19日に誤りのあった検査報告書の検査員を訂正した。 同日、再発防止の対策として事務局内で情報共有を行い、今後は決裁時に職員3人で確認を行い、同じ誤りをしないように対策を講じた。
2	指導	市が交付する補助金について、交付要綱に定めた事務処理がされていないものが見られた。	当初は期限内に申請がなされたものであるが、財政担当の意見により事業及び予算の見直しの必要が生じたため、交付団体が事業及び予算の変更について検討しようとしたところ、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令され、団体役員が集まらない状況となった。緊急事態宣言後に役員が集まれる状況となった時点で事業及び予算の見直しと交付申請が行われた。今回は特別な状況であったため申請期限を過ぎてても受理し、補助金を交付した。 今後は交付要綱を遵守し、適正な事務を徹底する。
3	指導	起案文書について、市の公印規程に基づく処理がされていないものが見られた。	令和3年3月19日に押印の無かった起案文書を訂正をした。 同日、再発防止の対策として事務局内で情報共有を行い、文書事務の手引きなどを改めて確認し、同じ誤りをしないように対策を講じた。